

旭介保第 226 号
令和3年 1月12日

各介護事業所 様

旭川市長 西川 将人
(福祉保険部介護保険課担当)

「やむを得ない場合に係る他の市区町村長が行う指定地域密着型サービス事業所の指定への同意及び市外の指定地域密着型サービス事業所の利用等に関する要綱」の制定について（通知）

厳寒の候、貴職におきましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から本市の介護保険行政への御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、標記につきまして、従来から本市においては、介護保険法第78条の2及び第115条の2の規定等による国の地域密着型サービスの取扱いを踏まえ、指導監査課における実地指導等において適切な運営について指導を行ってきたところですが、本市が同意する基準や同意を求める基準、他市区町村からの転入者に係る利用の要件について明文化した標記の要綱を定めましたので、御確認ください。

1 送付物

- (1) やむを得ない場合に係る他の市区町村長が行う指定地域密着型サービス事業所の指定への同意及び市外の指定地域密着型サービス事業所の利用等に関する要綱
- (2) 本要綱の事業所説明用資料

(担 当)

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係 工藤
電話（直通）：25－6485